

前橋市監査委員公表第17号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月10日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

水道局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年4月12日～7月11日
措置通知書提出日 令和4年10月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：下水道整備課】</p> <p>1 高所からの墜落防止措置について(指摘事項)</p> <p>芳賀地区 公共下水道工事(国管汚水第8号)において、マンホールを設置するため、現況地盤から深さ約2.5mを掘削したが、開口部の墜落防止の措置を設けていなかった。</p> <p>労働安全衛生規則第519条では、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと規定されていることから、開口部の墜落防止においては、同規則第519条にのっとり適正に行われるよう改善されたい。</p> <p>2 建設工事適正化指導要綱に係る書類の提出について(指摘事項)</p> <p>永明地区 公共下水道工事(国管雨水第1号)において、受注者は、下請負人を新たに追加したが、前橋市建設工事適正化指導要綱第3条及び第4条の規定に基づく下請施工状況変更届等の書類一式を提出していなかった。</p> <p>新たに下請契約を締結した場合においては、同要綱第3条及び第4条にのっとり書類の提出を指導するよう改善されたい。</p>	<p>掘削開口部の墜落防止について、監査結果を踏まえ課内で周知し、受注者に対する指導を強化した。</p> <p>また、監査後に施工中の同種工事において墜落防止措置が講じられていることを確認した。</p> <p>新たに下請契約を締結した場合における下請施工状況変更届の提出について、監査結果を踏まえ課内で周知し、受注者に対する指導を強化した。</p> <p>また、監査後に同様の事例において、適切に事務処理が行われていることを確認した。</p>